官庁施設の施設管理者のための防災性能確保ガイドブック

令和4年6月

国土交通省大臣官房官庁営繕部

目次

1 はじめに

 \rightarrow | -2

Ⅱ 施設の防災性能を低下させる状態とそれらへの対応

1. 概要

 $\rightarrow 11-3$

2. 12の状態ごとの対応

 $\rightarrow \parallel -11$

Ⅲ 災害に備えるにあたっての関係法令等の解説

1. 火災・地震等の際の避難に関係する事項

 $\rightarrow ||| -3$

2. 火災に関係する事項

→ ||| -11

3. 地震に関係する事項

 $\rightarrow ||| -28$

4. 大雨・洪水 (浸水・漏水) に関係する事項

 $\rightarrow ||| -42$

5. その他

 $\rightarrow ||| -49$

参考

1. 防災性能不足状態チェックリスト

→参-1

2. 既存不適格事項について

→参-2

l はじめに

官庁施設の施設管理者のみなさんへ

官庁施設は、多数の国民や地域住民が利用するため、安全な施設でなくてはなりません。 また、災害時には、災害応急対策活動の拠点、**あるいは近隣住民の避難場所等となることからも**、所要の防災性能を備えるだけでなく、常に維持する必要があります。

このガイドブックは、

- ・建物の損傷、腐食その他の劣化により、防災性能が低下した状態
- ・関係法令等の改正により、防災性能が最新の基準を満たしていない状態(※1)
- ・過去の模様替や不適切な運用などにより、意図せずに防災性能が低下した状態

に着目し、施設管理者のみなさんが"すべきこと"、"してはいけないこと"を まとめています。(※2)

また、建物の各部位や機器は、それぞれ防災上の役割・機能を持っています。それらについて、

- ・本来どのような状態にあるべきなのか。
- ・その根拠となる法令等の規定は何か。

を整理しました。

1 はじめに

例えば、次の項目について考えてみてください。

- ・災害時に職員や施設利用者の安全が確保されていますか? また、どの職員であっても、施設内にいる人の安全を確保する行動がとれるように なっていますか?
- ・災害時に業務継続計画(BCP ※3)に基づく業務が継続できますか? BCPが施設の各部位や機器にどのように関連するのか、確認したことはありますか?

もし、不明な点がある場合は、このガイドブックのイラストのページだけでも見てみて下さい。☞ P II - 4 ~

このガイドブックに、個々の施設に当てはまる直接的な解があるとは限りませんが、みなさんが、これらの項目について考える手助けとなる基礎的な情報をまとめました。

このガイドブックが、施設管理者のみなさんが災害に備える一助となることを期待しています。

l はじめに

補足

このガイドブックは、<u>"災害に備えるためにすべきこと"</u>という観点でまとめた資料です。 <u>"発災時にすべきこと"</u>については、官庁施設においては、次のように取り決めています。

○ 業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針 (平成22 年3 月31 日付け国営設第136 号) https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild tk2 000014.html

- ⇒ 発災時に必要となる施設機能を施設管理者が確保する手法等についてとりまとめたもので、付録に次がある。
- 発災時チェックシート ⇒発災直後の点検確認項目をまとめた参考点検様式
- 通常時チェックシート ⇒発災時に必要な施設機能を、平常時に把握するための参考点検様式
- 「官庁施設の被災情報伝達要領」及び「被災情報伝達様式」について (平成27年7月17日中央官庁営繕担当課長連絡調整会議申し合わせ) https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000022.html
 - ⇒ 発災時における官庁施設の機能確保に係る点検の事項や体制、官庁施設が被災した場合の対象 となる施設の被災 (無を含む)情報について、伝達に係る事項、ルート、時期、手段、様式等 をとりまとめたもの。
- 地震により施設が被災した場合の設備機器に関する注意事項 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000008.html 2 → □ □ □ 庫 成 享

1 はじめに

- ※1 建築時の法令等の基準に適合して建てられた建築物であって、その後の法令等の改正により、現行法令等に適合していない部分が生じた建築物のことを「既存不適格」といいます。そのまま使用していても違法ではありませんが、<u>増築工事や大規模な修繕工事を行う際には、原則として現行法令等に適合するようにしなければなりません</u>。(建築基準法、第3条(適用の除外)第2項)なお、法令によっては、現行の基準への遡及が必須なものもあります。
- ※2 近年は、地震、豪雨や台風などの毎年のように発生する自然災害により官庁施設が被災した事例や、 火災により多くの死傷者が出た民間施設の事例もあります。日常生活に密接に関係する行政機能の場 であり、災害時において災害応急対策活動の拠点となるなど国民や地域住民にとって重要な役割を 担っている官庁施設は、災害に強いものとしていくことが必要です。官庁施設の施設管理者には、施 設の性能を良好な状態に保つほか、社会・経済的に必要とされる性能水準を確保し、保持し続けるこ とが求められます。

《関連法令等》

官公庁施設の建設等に関する法律

(国家機関の建築物等の保全)

第11条 各省各庁の長は、その所管に属する建築物及びその附帯施設を、<u>適正に保全しなければならない</u>。

(国家機関の建築物に関する勧告等)

第13条 国土交通大臣は、国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造並びに保全について基準を定め、その実施に関し関係国家機関に対して、勧告することができる。

l はじめに

平成17年国土交通省告示第551号

国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準

第一 各省各庁の長は、建築物の営繕又は附帯施設の建設をした際の性能に応じ、通常の使用における劣化、摩耗等の状況を勘案して、その所管に属する建築物及びその附帯施設を計画的かつ効率的に保全しなければならない。

また、各省各庁の長は、国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準(平成6年建設省告示第2379号)第四の規定により定められた<u>建築物等の使用の条件及び方法に基づき、</u>建築物等の適正な保全に努めなければならない。

※3 「業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針」(平成28年改定)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)により、<u>官庁施設(国家機関の建築物)は、発災時に迅速に行動し、施設機能を確保できるよう訓練や</u>試運転を実施することが必要です。

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000014.html

災害時に、業務の継続を確実に行うためには、官庁施設が発災時においても有効に機能しなければなりません。施設管理者は、施設に要求される機能を的確に把握し、業務継続計画にしたがって発災時に必要とされる施設機能を確保するために行動することが必要です。

非常時優先業務が必要とする施設機能の目標を設定し、現状の施設機能に不足が生じると考えられる場合には、不足する機能により生じるリスクを明確にした上で、平常時の施設管理や改修等において計画的な施設整備等を行い、不足する施設機能を確保する必要があります。